

大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等及び物品調達等に係る契約から暴力団を排除するための措置（以下「排除措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量・建設コンサルタント業務等 建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務をいう。
- (3) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
 - ア 物品の買入れ又は借入れ
 - イ 物品の製造の請負
 - ウ 役務の提供又は業務の委託（前2号に係るものを除く。）
 - エ 不用物の売払い
- (4) 建設工事等 前3号に掲げるものをいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (8) 契約担当者 大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第2条第2号に

規定する者をいう。

- (9) 協定 排除措置を講ずるための連携に関し、市長が所轄警察署長と締結する協定をいう。

- (10) 検討委員会 大分市暴力団排除措置検討委員会設置要綱（平成24年大分市告示第379号）に規定する大分市暴力団排除措置検討委員会をいう。

- (11) 入札参加資格 次に掲げるものをいう。

ア 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）に基づく本市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格

イ 大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）に基づく本市が発注する測量・建設コンサルタント業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格

ウ 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）に基づく本市が発注する物品調達等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格

- (12) 有資格業者 入札参加資格の認定を受けた者をいう。

- (13) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、役員及び支配人（非常勤を含む。）、支店及び営業所の代表者その他実質的にその経営に関与している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他実質的にその経営に関与している者

ウ 個人にあつては、その者及び支店若しくは営業所の業務を統括する者

（排除措置の対象者）

第3条 この要綱において、排除措置の対象とする者（以下「排除措置対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 役員等が暴力団員である者
 - (2) 暴力団員であることを知りながらその者を雇用し、又は使用している者
 - (3) 暴力団員であることを知りながらその者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与している者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (7) 役員等が第2号から前号までに掲げる者に該当する者
- (警察への照会)

第4条 市長は、有資格業者に係る入札参加資格の審査を行うに当たって、入札参加資格の認定を受けようとする者が排除措置対象者であるか否かについて、協定で定める手続により警察署長へ照会するものとする。ただし、市長が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

- 2 契約担当者は、有資格業者以外の者と建設工事等の契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方が排除措置対象者であるか否かについて、協定で定める手続により警察署長へ照会するものとする。ただし、契約担当者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

(排除措置の実施)

第5条 市長は、前条の規定による照会又は協定で定める手続による警察署長からの通報により排除措置対象者であると判明した者に対し、検討委員会の議を経て、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間において、排除措置を行うものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する者 排除措置の開始日から3年を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間

(2) 第3条第2号から第7号までに該当する者 排除措置の開始日から1年以上2年以内で市長が定める期間を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間

2 市長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、排除措置通知書（様式第1号）により当該排除措置を受けた者（以下「被排除措置者」という。）に対し、当該排除措置を行う理由及び期間を通知するとともに、当該被排除措置者の所在地、商号又は名称、代表者等の職名及び氏名並びに当該排除措置を行う理由及び期間を公表するものとする。

（入札参加資格の認定の取消し及び停止）

第6条 市長は、有資格業者に対して前条第1項の規定により排除措置を行ったときは、同項第1号の区分による排除措置を行った場合にあっては当該有資格業者の入札参加資格の認定を取り消すものとし、同項第2号の区分による排除措置を行った場合にあっては当該排除措置が行われている期間において当該有資格業者の入札参加資格を停止するものとする。

（一般競争入札開始後の排除）

第7条 契約担当者は、一般競争入札に参加させた者が、入札後から契約の締結までの間に排除措置対象者であることが判明したときは、入札後から落札を決定するまでの間に判明した場合にあっては当該入札を無効とし、落札の決定後から仮契約又は契約を締結するまでの間に判明した場合にあっては当該落札の決定を取り消し、仮契約を締結した後に判明した場合にあっては当該仮契約を解除するものとする。

2 契約担当者は、あらかじめ入札公告において、前項に規定する事項を周知するものとする。

（指名競争入札開始後の排除）

第8条 契約担当者は、指名競争入札において指名を受けた者が、入札前に排除措置対象者であることが判明したときは、当該指名を取り消すものとする。

2 前条第1項の規定は、指名競争入札に参加させた者が入札後から契約の締結までの間に排除措置対象者であることが判明した場合について準用する。

(随意契約からの排除)

第9条 契約担当者は、建設工事等の随意契約を締結するに当たり、当該契約の相手方が排除措置対象者であると認めるときは、その者と随意契約を締結しないものとする。ただし、当該随意契約の目的及び内容から、その者を契約の相手方とする特別の必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 契約担当者は、建設工事等の契約を締結した相手方が、暴力団員又は暴力団関係者を下請負人（一次以降のすべての下請負人及び資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方を含む。）又は委託者（再委託以降のすべての委託者を含む。）とすることを認めないものとする。

(契約解除)

第11条 契約担当者は、建設工事等の契約を締結した相手方が排除措置対象者であることが判明したときは、当該契約を解除するものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(排除措置の解除等)

第12条 被排除措置者は、当該排除措置の理由となった事実について改善したときは、第5条第2項の規定により通知された排除措置の期間が経過した後に、排除措置解除申出書（様式第2号）により、市長に、排除措置の解除を申し出るものとする。

2 市長は、被排除措置者から、前項の規定による排除措置の解除の申出があったときは、当該被排除措置者に係る改善の状況について、協定で定める手続により警察署長へ照会するものとする。

3 市長は、前項の照会の結果、当該排除措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該排除措置を解除することができるものとし、当該排除措置の理由となった事実について改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該排除措置を継続するものとする。

- 4 前項の規定による排除措置の解除及び継続は、検討委員会の議を経て行うものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により排除措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、排除措置解除通知書（様式第3号）又は排除措置継続通知書（様式第4号）により当該排除措置の解除の申出を行った者に通知するとともに、排除措置の解除を行ったときは、当該排除措置の解除を受けた者の所在地、商号又は名称、代表者等の職名及び氏名並びに当該排除措置を解除した理由を公表するものとする。
- 6 前各項の規定は、第3項の規定により排除措置の継続を受けた者に係る排除措置の解除等の手続について準用する。

（誓約書の徴収等）

- 第13条 市長は、有資格業者に係る入札参加資格の審査を行うに当たって、入札参加資格の認定を受けようとする者からその者及びその役員等が暴力団員又は暴力団関係者でない旨を表明した誓約書（以下「誓約書」という。）を徴収するものとする。ただし、市長が必要でないと判断した場合は、この限りでない。
- 2 契約担当者は、有資格業者以外の者と建設工事等の契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方から誓約書を徴収するものとする。ただし、契約担当者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

（警察署長への通知）

- 第14条 市長は、協定で定める手続により、警察署長に対し、第5条第1項、第7条第1項、第8条、第9条及び第11条の規定に基づき排除措置対象者に対して講じた措置等の内容を通知するものとする。

（不当介入への対応）

- 第15条 契約担当者は、建設工事等の契約を締結した相手方が、当該契約に係る建設工事等に関し、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、速やかに本市へ報告することを求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

(共同企業体等への準用)

第16条 第3条から前条までの規定は、共同企業体等の構成員又はその役員等が排除措置対象者である場合について準用する。

(関係機関との連携)

第17条 契約担当者は、この要綱の運用に当たっては、警察等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名） 殿

大分市長



排除措置通知書

大分市が行う契約関係からの暴力団排除に関する措置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、
排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置の内容等については次のとおりです。

1 排除措置の理由

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を
継続します。

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

大分市長 殿

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）

印

排除措置解除申出書

年 月 日付け 第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、当該措置の理由となった事実について、改善しましたので、当該措置の解除をお願いします。

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名） 殿

大分市長



排除措置解除通知書

年 月 日付けで申出のあった排除措置の解除については、当該措置の理由
となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって当該措置を解
除します。

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名） 殿

大分市長



排除措置継続通知書

年 月 日付けで申出のあった排除措置の解除については、当該措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、当該措置を継続します。